

1.	薬局開設者は、その薬局において業務に従事する登録販売者に対し、厚生労働大臣に届出を行った研修実施機関が行う研修を、毎年度受講させなければならない。
2.	登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない。
3.	要指導医薬品には、人体に直接使用されない検査薬であって、血液を検体とするものなど、検体の採取に身体への直接のリスクを伴うものもある。
4.	毒薬は、18歳未満の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付してはならない。
5.	劇薬を貯蔵、陳列する場所には、かぎを施さなければならない。
6.	医薬部外品は、効能効果があらかじめ定められた範囲内であって、成分や用法等に照らして人体に対する作用が緩和であることを要件として、医薬品的な効能効果を表示・標榜することが認められている。
7.	化粧品の効能効果として「脱毛を防止する」と表示・標榜することが認められている。
8.	特別用途食品の中には、えん下困難者用食品が含まれる。
9.	特定保健用食品、機能性表示食品、特別用途食品を総称して、保健機能食品という。
10.	薬局では、特定の購入者の求めに応じて医薬品の包装を開封して分割販売することはできるが、医薬品をあらかじめ小分けし、販売することはできない。
11.	第一類医薬品を販売又は授与する場合には、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、書面を用いて、必要な情報を提供させなければならない。
12.	「特定要指導医薬品」の薬剤師による情報提供は、対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法によって行うことが認められている。
13.	指定第二类医薬品を、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合は、「情報提供を行うための設備」から7メートル以内の範囲に陳列する必要はない。
14.	特定販売を行う薬局に注文された医薬品がない場合、別の薬局から発送することができる。
15.	特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合はホームページに、一般用医薬品の陳列の状況を示す写真を見やすく表示しなければならない。
16.	医薬品の効能、効果等について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。
17.	医薬品の製造販売業者に限っては、承認前の医薬品の名称に関する広告を行うことができる。
18.	キャラクターグッズ等の景品類を提供して医薬品を販売することは、不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められている。
19.	薬局開設者や医薬品の販売業者が、薬事監視員による立入検査や取去を拒んだり、妨げたり、忌避した場合の罰則の規定が設けられている。
20.	配置販売業において、医薬品を先用後利によらず現金売りを行うことは、顧客の求めに応じたものであれば、適正な販売方法である。
21.	都道府県知事は、薬事監視員に、薬局開設者又は医薬品の販売業者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入らせ、帳簿書類を取去させることができる。
22.	医薬品を取り扱う場所であって、薬局として開設の許可を受けていないものについては、病院又は診療所の調剤所を除き、薬局の名称を付してはならない。
23.	薬局開設者は、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートルの範囲に、医薬品を購入しようとする者が進入することができないよう必要な措置が取られている場合を除き、薬局等構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から、7メートル以内の範囲に指定第二类医薬品を陳列しなければならない。
24.	日本薬局方に収められている物は、すべて医薬品である。
25.	配置販売業の許可は、5年ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
26.	薬局開設者は、特定販売により要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)を販売又は授与することができる。
27.	日本薬局方に記載されている医薬品は、すべて医療用医薬品であり、一般用医薬品として販売されているものはない。
28.	外形上、食品として販売等されている製品であっても、その成分本質、効能効果の標榜内容等に照らして医薬品とみなされる場合には、無承認無許可医薬品として、医薬品医療機器等法に基づく取締りの対象となる。
29.	健康食品は、健康増進法で定義された用語であり、栄養補助食品、サプリメントと呼ばれることもある。
30.	チラシの同一紙面に、医薬品と食品を併せて掲載すること自体は問題ないが、医薬品でない製品について、医薬品的

	な効能効果があるように見せかけ、一般の生活者に誤認を与えるおそれがある場合には、必要な承認等を受けていない医薬品の広告とみなされることがある。
31.	都道府県知事は、薬事監視員に、薬局開設者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入り、従業員その他の関係者に質問させることができる。
32.	登録販売者が、薬事監視員の質問に対して正当な理由なく答弁しなかったり、虚偽の答弁を行うことは、医薬品医療機器等法に規定する罰則の対象となる。
33.	化粧品の中には、人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的としているものも含まれている。
34.	一般用医薬品及び要指導医薬品は、あらかじめ定められた用量に基づき、適正使用することによって効果を期待するものである。
35.	イブプロフェンは、指定濫用防止医薬品の成分に該当する。
36.	生物由来製品は、製品の使用によるアレルギーの発生リスクに着目して指定されている。
37.	現在、生物由来製品として指定された一般用医薬品及び要指導医薬品はない。
38.	医薬品の法定表示事項は、購入者が読みやすく理解しやすい用語による正確なものではない。
39.	漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が独立して作用しているため、それらの構成生薬の作用を個別に挙げて説明することが適当である。
40.	特別用途食品（特定保健用食品を除く。）は、「特別の用途に適する旨の表示」をする食品であり、消費者庁の許可等のマークが付されている。
41.	健康サポート薬局とは、患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。
42.	薬剤師が従事している店舗販売業の店舗においては、調剤を行うことができる。
43.	要指導医薬品は、販売の際、適正な使用のために登録販売者の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なものである。
44.	開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間を薬剤師不在時間という。
45.	劇薬については、直接の容器又は被包に赤地に白枠、白字をもって、当該医薬品の品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。
46.	第3類医薬品は、保健衛生上のリスクが比較的低い一般用医薬品であるが、副作用等により身体の変調・不調が起こるおそれはある。
47.	医薬部外品を販売する場合には、店舗の所在地の都道府県知事による販売業の許可が必要である。
48.	機能性表示食品は、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することはできるが、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。
49.	店舗販売業者は、開店時間のうち、一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。
50.	医薬品の安全性について最大級の表現を行うことは、一般用医薬品を使用する者を安心させるために必要であり、広告として適当である。

番号	解答	解説（×のみ）
1	○	
2	○	
3	×	人体に直接使用されない検査薬であって、検体の採取に身体への直接のリスクを伴うもの（血液を検体とするもの等）は、一般用医薬品又は「要指導医薬品としては認められていない」。医師等の管理・指導の下で患者が自己注射や自己採血等を行う医薬品は、「医療用医薬品」として製造販売等されている。
4	×	「14歳未満」の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付してはならない。
5	×	「毒薬」を貯蔵、陳列する場所には、かぎを施さなければならない。
6	○	
7	×	『裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。』は認められているが、『脱毛を防止する。』は認められていない。
8	○	
9	×	特定保健用食品、機能性表示食品、「栄養機能食品」を総称して、保健機能食品という
10	○	
11	×	登録販売者ではなく薬剤師
12	×	「特定要指導医薬品」は必ず対面
13	○	
14	×	別の薬局から発送することは「できない」。当該薬局に貯蔵し、又は陳列している医薬品でなければならない。
15	○	
16	○	
17	×	承認前の医薬品は、何人も、名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。
18	○	
19	○	
20	×	医薬品を先用後利によらず現金売りを行うことは、「配置による販売行為に当たらない。規定に違反するものとして取締りの対象となる」。
21	×	帳簿書類を「検査」させることができるが。収去はできない。 収去させることができるのは、「無承認無許可医薬品、不良医薬品又は不正表示医薬品等の疑いのある物」であり、試験のため必要な最少分量に限り、収去させる。
22	○	
23	○	
24	○	
25	×	5年ごとではなく、「6年ごと」である。
26	○	
27	×	日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されているものもある。
28	○	
29	×	健康食品は、法令で定義された用語では「ない」。
30	○	
31	○	
32	○	
33	×	人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とするものは化粧品に「含まれない」。
34	○	
35	×	イブプロフェンは、指定濫用防止医薬品の成分には該当「しない」。
36	×	生物由来製品は、製品の使用による「感染症」の発生リスクに着目して指定されている。
37	○	
38	○	
39	×	漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が「相互に」作用しているため、それらの構成生薬の作用を個別に挙げて説明することは「不適當」である。
40	○	
41	○	
42	×	薬局と異なり、薬剤師が従事していても調剤を行うことは「できない」。
43	×	登録販売者ではなく薬剤師

44	○	
45	×	劇薬については、直接の容器又は被包に「白地に赤枠、赤字」をもって、当該医薬品の品名及び『劇』の文字が記載されていなければならない。
46	○	
47	×	医薬品のような販売業の許可は「必要なく」、一般小売店において販売等することができる。
48	○	
49	○	
50	×	医薬品の安全性について最大級の表現を行うことは「不適當」とされている。